



# 安全・安心まちづくり情報

## 危険物安全週間

6月3日(日)～9日(土)

消防本部警防課 ☎60-0177

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、住民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性が高まっています。私たちの暮らしに欠かせない危険物は、その取扱いや管理を誤ると、爆発や火災・漏えい事故につながります。

危険物に起因する事故防止を図るため、危険物

安全協会の協力を得て、本週間を通じ一層の危険物の安全管理と取扱者の意識の高揚を推進します。身近のものでは、ガソリン・灯油などの石油製品のほか、殺虫剤・ヘヤースプレー・油性塗料類にも、引火性の危険物が含まれています。皆さんも身近にある危険物の取扱いに充分注意しましょう。

平成19年度危険物安全週間推進標語  
「危険物 目指せ無事故のMVP」

## エアゾール式簡易消火具の破裂事故について

消防本部警防課 ☎60-0177

ヤマトプロテック(株)製エアゾール式簡易消火具の破裂事故が発生しています。原因は、製造工程上の不具合とされていますが、内部腐食の進行により、液漏れや亀裂・破裂が起こる可能性があることが判明しています。該当製品は、すでに品質保証期間を過ぎているものですが、皆様のご自宅に該当する製品がないか、ぜひご確認ください。



ヤマトプロテック(株)では、製品の自主回収・無償交換を進めています。対象機種は以下の問い合わせ先でご確認ください。

### 【対象機種】

製造期間 平成13年11月～平成14年7月  
(品質保証期間 平成17年1月～10月) 缶底に記載

### 【問合せ】

ヤマトプロテック(株)  
フリーダイヤル 0120-801-084  
受付時間 9:00～17:00(土日・祝日除く)



## 住宅火災警報器の設置について

消防本部警防課 ☎60-0177

住宅火災で逃げ遅れによる死傷事故を防ぐため、住宅の寝室等に火災警報器の設置が義務づけられています。

新築住宅は平成18年6月1日から  
既存住宅は平成23年5月31日まで  
(火災予防条例による猶予期間)

## 暴走族追放・二輪車交通事故防止強化月間

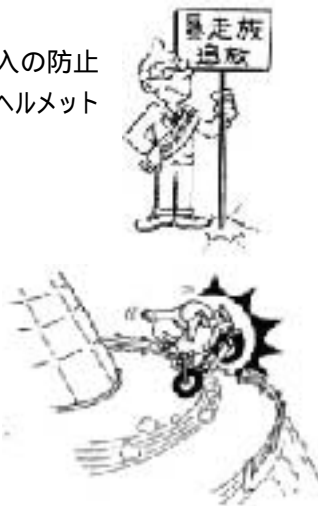
湯河原町交通安全対策推進協議会 内線513

### 【スローガン】

「暴走はしない・させない・ゆるさない！」  
「運転に ゆとり やさしさ 思いやり」

### 【運動の重点】

1. 暴走族の追放と加入の防止
  2. 無謀運転の防止とヘルメットなどの正しい着用
- すべての町民で暴走族追放気運を醸成して暴走族への加入の防止と離脱の促進を図るとともに、二輪運転者の交通安全意識を高め、交通事故防止の徹底を図りましょう。



交通安全月間